

高山市特別住民登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山市の魅力を市内外に広く発信し、産業、観光、文化等の振興を図ることを目的として、市長が認定するものを高山市の特別住民として登録すること（以下「特別住民登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ご当地キャラクター」とは、高山市の地域振興に資する着ぐるみをいい、実在の人物を除く。

(登録の条件)

第3条 特別住民登録ができるものは、市内外で市や観光関連団体等のイベント等に営利目的にとらわれず、積極的に参加し、かつ、次の事項のいずれかを満たすご当地キャラクターとする。

- (1) 全国的に著名であるか又は市外で高い評価を得た実績を有し、高山市の歴史、風土、環境等に根付いて制作されたもの
- (2) 産業、観光及び文化の振興等高山市のまちづくりに貢献し、高山市の歴史、風土、環境等に根付いて制作されたもの
- (3) 高山市が自らの政策の一環として活用を意図し、選定又は制作するもの
- (4) 特に市長が必要と認めたもの

(住民基本台帳法との関係)

第4条 特別住民登録は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けるものではない。

(登録の方法)

第5条 特別住民登録の申請を行うことができる者は、その登録を希望すご当地キャラクターの所有者又は申請者として市長が認めた者（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、特別住民登録の申請を行う場合は、高山市特別住民登録申請書兼承諾書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、特別住民登録を希望すご当地キャラクターが、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、著作権その他の法令に基づき保護される権利の対象となっている場合は、それらの権利者の承諾を得た上で申請するものとする。

(特別住民登録の決定)

第6条 市長は、特別住民登録の申請があったときは、申請書の内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 特別住民登録を決定するにあたっては、登録条件の充足及び登録後のご当地キャラクターの活用方法について、商工観光部において審査し、市長が決定するものとする。

(特別住民票の交付)

第7条 市長は、特別住民登録の決定を受けた者（以下「登録決定者」という。）に対し、特別住民票の写し（別記様式第2号）を授与するものとする。

2 特別住民票の写しには、ご当地キャラクターの氏名、住所、生年月日、性別、申請者から提出された写真又はイラストその他市長が必要と認める事項とともに、高山市の対外的広報の表現も併せて記載する。

3 特別住民票の写しは、特別住民票の写しを希望する者に対し、高山市のインターネットにて無償で提供する。

（特別住民の表記）

第8条 登録決定者が、ご当地キャラクターを掲載した刊行物、パンフレット、ホームページ、商品等に高山市の特別住民である旨を表示する場合は、発行（発売）元を問い合わせ先として明記するとともに、刊行物、パンフレット、ホームページ、商品等は、高山市とは直接関係がない旨を明記することとする。

（特別住民登録の取消し）

第9条 市長は、特別住民登録したご当地キャラクターの活動が1年以上行われていない場合又は高山市の特別住民としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を速やかに登録決定者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。